

第十回国会 厚生委員会 議事録 第六号

昭和二十六年三月一日(木曜日)

午前十一時五十一分開議

出席委員

委員長 松永 佛骨君

理事青柳 一郎君 理事丸山 直友君

理事田 昌子君 理事大西 禎夫君

理事高橋 等君

堀川 恭平君 松井 豊吉君

山村新治郎君 菊田アサノ君

松本六太郎君

出席政府委員

厚生技官(医務局長) 東 龍太郎君

委員外の出席者

文部事務官(初等中等教育局初等教育課長) 大島 文義君

厚生事務官(医務局医務課長) 河野 鎮雄君

厚生事務官 室 三郎君

専門員 川井 章知君

専門員 引地亮太郎君

専門員 山本 正世君

二月二十三日

委員高橋等君辞任につき、その補欠として尾関義一君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十四日

委員尾関義一君辞任につき、その補欠として高橋等君が議長の指名で委員に選任された。

三月一日

理事中川俊思君の補欠として亘四郎君が理事に当選した。

二月二十三日
あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三三号)(参議院送付)
同月二十四日

国民健康保険事業救済対策確立に関する請願(藤枝泉介君紹介)(第七九八号)
同(今村長太郎君紹介)(第七九九号)
同(丸山直友君紹介)(第八〇〇号)
同外二件(丸山直友君紹介)(第八〇一号)

同(池見茂隆君紹介)(第八七六号)
国民健康保険事業救済対策確立等に関する請願(佐久間徹君紹介)(第八〇二号)
同(石田博英君紹介)(第八〇三号)
身体障害者福祉強化に関する請願(堤ツルヨ君紹介)(第八三五号)

国立療養所入所患者の診療費等に関する請願(守島伍郎君紹介)(第八三六号)
入院患者に強制退所指示の撤回並びに作業療法完全実施等に関する請願(守島伍郎君紹介)(第八三七号)
同外二件(福田昌子君紹介)(第八五三三号)

同(小松勇次君紹介)(第九〇五号)
結核病床増設に関する請願(守島伍郎君紹介)(第八三八号)
同外一件(福田昌子君紹介)(第八五四号)

医療法による医師及び看護婦増員並びに完全給食に関する請願(福田昌子君紹介)(第八五五号)
同(福田昌子君紹介)(第八五八号)

同(青柳一郎君紹介)(第九〇七号)
医療法による看護婦及び医師の増員等に関する請願(福田昌子君紹介)(第八五六号)
同(勝間田清一君紹介)(第八五七号)

結核患者の作業療法に関する請願(福田昌子君紹介)(第八五九号)
国立療養所入所患者の診療費に関する請願外一件(福田昌子君紹介)(第八六〇号)

困費によるストレプトマイシン、パス、テレビオン等支給の請願(福田昌子君紹介)(第八六一号)

同(青柳一郎君紹介)(第九〇二号)
同(小松勇次君紹介)(第九〇三号)
アフター・ケア施設確立に関する請願外四件(福田昌子君紹介)(第八七二号)

同(青柳一郎君紹介)(第九〇四号)
国立療養所における給食費増額等に関する請願(福田昌子君紹介)(第八七三三号)

同(青柳一郎君紹介)(第九〇八号)
結核患者に対する生活保護法の適用範囲拡大に関する請願(福田昌子君紹介)(第八七四号)

同外在引揚養育院医師免許に関する請願(青柳一郎君紹介)(第八七五号)

国立療養所における完全看護及び完全給食に関する請願(福田昌子君紹介)(第八七七号)

保健婦助産婦看護婦法の一部改正に関する請願(青柳一郎君紹介)(第八七八号)
結核患者に国民健康保険の全面適用

に関する請願外一件(福田昌子君紹介)(第八七九号)
同(青柳一郎君紹介)(第九〇六号)
の審査を本委員会に付託された。

同月二十六日
はり師及びきゆう師を生活保護法の医療機関中に加える等の陳情書(東京都世田谷区北沢二丁目全日本鍼灸按摩マッサージ師会連盟会社小守良勝)(第二五五号)

樺太無縁故引揚者住宅拂下げに関する陳情書(徳島市長原菊太郎外十名)(第二四四号)

北海道市町村上下水道事業起債金額承認等に関する陳情書(札幌市長高田富興)(第二六五号)

札幌市にアフター・ケア施設の設置に関する陳情書(札幌市議會議長福島利雄)(第二七〇号)

同(札幌市長高田富興)(第二七一号)
新医療法施行延期に関する陳情書(新潟県南魚沼郡町村会代表者六日町長桐生理貞)(第二七七号)

同(新潟県北魚沼郡堀之内町長佐藤栄太郎外一名)(第二七八号)

同(新潟県北魚沼郡川口村長関口淳治外一名)(第二七九号)

児童福祉行政予算の国庫補助に関する陳情書(関東一都九県議會議長代表東京都議會議長石原水明外九名)(第二九四号)

児童福祉行政予算の国庫補助に関する陳情書(八都道府県議會議長世話人福岡県議會議長長稻員稔)(第三〇〇号)

上下水道事業の財源措置に関する陳情書(八都道府県議會議長世話人福岡県議會議長長稻員稔)(第三〇三号)

伝染病隔離病舎設立に対する国庫補助の陳情書(大阪府守口市長井上七郎)(第三二三号)

本日の會議に付した事件
理事の互選
あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案(内閣提出第二三三三号)(参議院送付)

○松永委員長 これより會議を開きます。
まず理事の補欠選任についてお諮りいたします。理事の中川俊思君が、去る二月十日委員を辞任いたしましたので、その補欠選任を行いたいと存じますが、その手続につきましては、先例により委員長より指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕
○松永委員長 御異議なしと認め、亘四郎君を理事に指名いたします。

○松永委員長 次に参議院より送付されましたあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますのでこれを許します。青柳一郎君。

の毒であると思ひます。それにつきま
しての御意見を承りたい。

○東政府委員 お話の通り、内地以外
のところからの引揚げということにな
つておりますから、その引揚げた人の
前におりました所のいかんにかかわら
ず、この特例の恩典に浴するものでご
ざいます。それと今の齒科医師の引揚
者との間に差があるというお話であり
ます。これにつきましては、医師、齒
科医師等の引揚げに対する特例と、そ
れからあん摩、はり、きゅうの場合の
特例とが、別個の考へ方になつておる
のであります。一つは医師、齒科医師
等の行います業務と、あん摩、はり、
きゅうの行います業務との本質上の差
異と申しますか、一方は直接人命にも
関するものであるというふうな業務で
あるという点からして、この資格の点
に非常に厳密な査定を加える必要があ
るという点をもちまして、あの特例が
ある程度しぼられてゐるということに
相なる。すなわち、その引揚げます以
前に、その人たちのおりました地域に
よつて、その間に差別が設けられてお
ります。それは結局たゞいまの特例に
直接当てはまらないような地域からの
引揚げ者の前歴並びにその学歴等につ
きまして、十分にそれを受入れるだけ
の程度以上のものであることが認められ
ないという点が一つであります。それ
からもう一つは、特に満洲、それから
樺太等の地域にあつた人に、比較的有
利なような特例になつておりますのは、
これらの引揚げ者の置かれた特殊な特
殊な事情というものを考慮いたしましたし
て、一種の救済と申しますか、それに
對する救済というふうな意味も含めま
して、あの特例が設けられたのであり

ます。なるほど御指摘になりましたよ
うに、同じような法律でありながら兩
者の間に差別のあるということは、一
見非常におかしい矛盾のようにも思わ
れるのであります。両者の法律の特
例が設けられました前後のいろいろな
内外の事情等によりまして、かような
差ができたのであります。しからばそ
れを同じようにする意思はないかとい
うところが、お尋ねの点と存じます

が、医師、齒科医師等の特例につきま
して、現在あるものを拡大あるいは延
長というふうなことをいたしますこと
が、現在のところ、きわめて困難な状
況にありますので、私どももいたしま
しては、今ただちにそれに手を加える
というふうな考へは持つておりませ
んことを申し上げたいと存じます。

○青柳委員 たゞいまの点であります
が、齒科医師と、たとへば、はり、あ
るいは柔道整復術、これらと比べてみ
まして、いづれも大した違いなく、や
はり人命に關するものであると思つて、
と、また同じ引揚げ者でありまして、ど
こから引揚げたということによつて、
気の毒な度合いが違ふものじやないと
私も思ひます。従ひまして、私は
医学の技術面はわかりませんが、どう
も不均等なものであるといわざるを得
ない。ことに局長のお話の中にありま
したが、どこであらうとも、外地にお
つて相当程度しつかりやつておつた
という証明があるものにつきましては、
均衡をとるようになしたいと思ひます
のであります。たゞいま局長の御意見
が、またあらためて他の機会に譲るこ
とにいたしました存じます。なおお考
えおきを願ひたいと存じます。厚生

省に對する質問はこれだけでありま
す。

次に、文部省にお尋ねしたのであ
ります。あん摩、はり、きゅう、柔
道整復營業の問題であります。これ
らの人々は、この營業に従事するため
に、あん摩は別といたしまして、こと
にはり、きゅうなどは、六・三の義務
教育を終了してから、大体はり、き
ゅう一緒にやるものであります。五年間の
養成を受けるのであります。ところが
が、この五年間に一般的な教養を受け
ます。技術面の教養を受けるとい
うことに相なつておりますが、この
五年の學校を出ました者、そしては
り、きゅうなどの業務に従事した者
が、また大學などへでも入ろうとい
うときには、五年の教育を受けておるの
に、またあらためて高等學校の一年から
始めて行かなければならぬ。非常にま
わりくどい長い年数を要するのであり
ます。これはひとえにこれらの學校が
高等學校でないからであるのであり
ます。それらの点非常に不愉快な点
があると思つてございしますが、この際
これらの學校を、六・三を出まして、
その上に三年の高等學校を出た者に対
して二年の技術面を主とした教育を與
えることによつて、これらの不愉快
をなくする御意図があるかどうか、そ
れらにつきまして承りたいと存じま
す。

の課程がございまして、生徒の将来の
希望により、選択の方の教科をいろいろ
の選ぶことによりまして、あるいは大
學に進学するとか、あるいは職業につ
くとかいふような組織になつておりま
す。それで盲學校の高等部本科におき
まして、はり、きゅう等を修得しよう
とする者は、その高等部本科三年の課
程の中の選択教科におきまして、そ
ういふような教養を一応受け得るわけ
でございまして、その後、それだけで
はなお希望の満たされない部分がご
ざいますので、さらに専攻科二年で
これを続けまして、五年の課程を終
了資格を得るといふのが現状でござ
います。たゞいまのお話は、高等部
本科三年を出るまでは普通の課程を
ふんで、それを出てその後の二年間
だけで、はり、きゅう等を修めるの
と、本科三年の専攻科二年、合計五年
の課程で、初めからそういう方向でそ
の方の教養を得ると、どちらの組織
が文部省としてよいと考へてゐるか
という御質問のうちに承りました。た
だいまの普通の高等學校の組織におき
ましても、先ほど申し上げましたよ
うに、一部分必修的な、あらゆる方面
に、子供に共通な基本的なものを與
えると同時に、子供の希望によつて、選
択の教科——これはそれ／＼の職業、
工業、農業あるいは大學進学課程とい
ふような／＼あつて、教科のとり方が
わつて来るわけにございしますが、そ
れだけの自由性を持たせてゐるわけ
でございまして、どの子供も高等學校
三年を卒業すれば、大學に入学する
資格を得るわけにございします。高等
學校が、そういうふうな一方基本的な教

科を持つと同時に、職業的な教科をす
べて持つてゐるわけにございしますか
ら、もし盲學校で同じことをやる場合
にも、やはり基本的な教科と同時に、
職業的な教科を持たせるのが根本で
ございします。もし五年間を通じてそ
ういふことをやるのであれば、たゞいまの學
校の組織では、やはり本科の三年、専攻
科の二年を通じて職業的な教養を與
え、た方が、學習上は都合がよいと思つて
おるようなわけにございします。そ
ういふ場合におきまして、本科三年卒業
しただけで、やはり大學の入学資格を
得るわけにございしますから、その点
不都合はないと思つております。

○青柳委員 そういたしますと、本科
三年出ますれば、高等學校を出た資格
を得まして大學に入り得る、こ
ういふ道が開かれておるわけにござい
ますか。

○大島説明員 そうであります。
○青柳委員 學校方面のことはわか
つたのであります。養成所につきま
しても、私の危惧は同じなんです。養成
所につきましては、今の問題につきま
して、どうお考へになりますか。五年
間の養成を要する、そしてあん摩、は
り、きゅうになる資格を得るわけであ
りますが、その後に至つて他の方面に
活躍しようとする場合に、高等學校を
卒業した資格を得ておられませんか
ら、また一番最初から始めなければな
らぬことになる。他の方面に行く者
は、養成所における五年間が全然むだ
になる、非常に気の毒です。その点に
つきまして、何とかかえらるる御意向
が、ありますか、お伺ひいたします。

○東政府委員 現在の養成所の教科内
容と申しますか、これが、たゞいまの

文部省の方の盲学校の教科内容と比べますと、この三年をもつて高等学校と認定していただくには不十分でありまして、遺憾ながら養成所につきましましては、高等学校卒業と認定されるだけの内容をつくることは、私はできないと存じております。この養成所に来られる方は、まずこの養成所を出て、それを終生の仕事としてやつて行かれる方が大部分である。例外的には今のように入上の進学を志す方も出て参りますが、どうもこの方につきましましては、今のように入上をやられた上に、正規の高等学校と申しますか、あるいは盲者であれば盲学校にというふうに行つていただくよりは、道がないと存じます。

○青柳委員 ただいまお話ししてありますのは、一つの問題を取上げておるのでございますが、もう一つこういう逆の面もあるのです。せつかく高等学校を出まして、また大学を出まして、それからあん摩、はり、きゆうになろうともすると五年の初からやらなければならぬ、こういうこともなるのであります。どうもおかしいのであります。この点何とか厚生省御当局も、今までよりも文部当局と折衝これ努められまして、三年の教科課程を終えますれば高等学校卒業の資格を得られるという道を講じたいものと思つたのであります。あらためてな御局長の御意見を承ります。

○東政府委員 おそらくただいまお答え申し上げましたのが、御質問のうちの半面であつたかと存じますが、なおこういうふうな面もあると存するのであります。あん摩、はり、きゆう等になるのに、養成所を五年どうしても終なければ

ば、それになれない。そうすると、かりに高等学校を卒業した人が、あん摩、はり、きゆうをやろうと思つても、それから五年もやらなければならぬのじやないかということも考えられると思ひますが、この点につきましては、普通の高等学校を出て、それからあん摩、はり、きゆうになろうという人に対しては、二年の実地の修練でその資格を與えるようにしたらどうか。そのお考えには、私も御同感でありまして、その点につきましましては、文部省とも、すでにいろいろと話し合ひをいたしておりまして、私の方といたしましては、高等学校卒業という基礎教育を受けておるのでありますから、比較的短かい二年の間に、その実地の方を十分に補習教育をいたしますれば、五年間の養成所で仕上げた人と、まづ同等とは申し上げられないにしても、少くとも近い将来には同等になり得る、あるいはそれ以上になり得る素質、資格があるものと存じますので、そういうふうな道を開きたいと考えております。

○青柳委員 この問題につきましましては、なお御努力をお願いしたいと思ひます。

○松永委員長 それでは委員各位の御意見も、本日質疑を終了すべきであるとの御意向と存じますので、お諮りいたします。本案の質疑を終了したものと認めるに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松永委員長 御異議なしと認めます。よつて本案の質疑は終了いたしました。

次に、本案の討論に入るのでございますが、本案の討論につきましては、

別に通告もございませんので、これを省略し、ただちに表決に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松永委員長 御異議なしと認め、これよりあん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案の採決をいたします。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の御起立をお願いいたします。

〔総員起立〕

○松永委員長 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたされました。

なお議長に提出する報告書の作成につきましては、先例により委員長に御一任をお願いいたしますから、さよう御了承願ひいたします。

次会は公報をもつて御通知することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十五分散会

〔参照〕

あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の一部を改正する法律案内閣提出参議院送付)に関する報告書〔都合により別冊附録に掲載〕